

## 第3 自己情報の開示等に関する原則

### 3. 自己情報の利用停止等

使用者は、労働者から、自己に関する個人情報についてこの指針に反して処理されていることを理由として利用又は提供の停止、削除等の請求があった場合において、その内容が正当と認められるときは、合理的な期間内にこれに応ずるものとする。

第3の3は、労働者本人の求めによる自己情報の利用停止等について定めたもので、OECDガイドラインの8原則のうちの「個人参加の原則」に対応するものである。

開示の結果、当該個人情報についてこの指針に反する利用又は提供等が為されており、その利用停止等を必要とすることが判明した場合において、これを求めることができないとすれば、開示制度を設けた趣旨が損なわれ、自己に関する情報の流れを把握し、管理することが実質的に保障されないこととなるため、使用者は労働者から個人情報の利用停止等の求めがあった場合には、原則としてこれに応ずる必要があることを定めることとした。